

カーライフを応援する、頼れる補償

2019年1月
改定

マイカー共済

自動車総合補償共済

マイカー共済ならではの3つのポイントで、カーライフをしっかり守る!

ポイント1

安心の
サポート体制

突然のお車の
トラブルにも。
24時間365日対応!

ポイント2

充実の
補償

さまざまな
事故による損害を
しっかりカバー!

ポイント3

安心が広がる
特約・割引制度

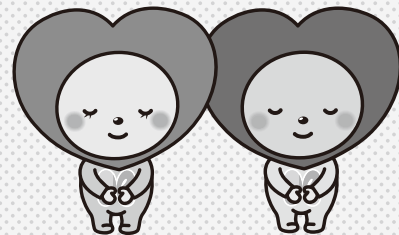
無事故が続くほど
掛金がお手頃に。
最大22等級、64%割引!



全労済
公式キャラクター
ピットくん

本リーフレットを お読みいただくにあたって

このたびはマイカー共済の資料請求をいただきまして、ありがとうございます。お手元の「マイカー共済」リーフレットは全労済で発行しているマイカー共済総合リーフレットです。JP共済生協は全労済の共済代理店として全労済のマイカー共済のお取り扱いをしております。JP共済生協では制度のお取り扱いにおいて、リーフレットに記載の中で一部お取り扱いしていない共済制度や事務取り扱いが異なる点があります。下記にJP共済生協でのお取り扱い内容について明記いたしますのでご注意ください。



JP共済生協ではお取り扱いがないもの

- ❖ 人身傷害補償の補償額2億円 P.3
- ❖ 車両損害補償のエコノミー（自動車相互間衝突損害補償特約） P.5,P.6
- ❖ 交通事故危険補償特約 P.9
- ❖ 全労済指定整備工場からの車検のご案内 P.15

JP共済生協ではお取り扱い方法が異なるもの

❖ 契約の効力開始日 ➡ P.19

郵送された封筒の消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。
※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は消印日を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。

❖ 掛金の払込方法 ➡ P.19

口座振替の口座はゆうちょ銀行のみです。他の金融機関はご利用いただけません。
また、マイカー共済の他の契約ですでに口座振替を利用され、同一の口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振替させていただきます。

自賠責共済のお取り扱いについて

➡ 裏表紙

全労済指定整備工場または最寄りの全労済にて取り扱っておりますので、詳細はお問い合わせください。その際、JP共済生協組合員である旨お申し出ください。
※お近くの全労済指定整備工場はJP共済生協ホームページ（<http://www.postlife.or.jp>）から検索することができます。

裏面へ続く

マイカー共済ご契約に関するお問い合わせ先

ポストライフサービスセンター
(マイカー共済専用ダイヤル)

 **0120-562-100**

受付時間 9:00～17:45(土・日・祝日・年末年始除く)

ホームページ ● <http://www.postlife.or.jp/>

スマホで **ラクラク** お見積り

Webでできること

- 車検証なしでも試算OK!
- お見積りだけなら個人情報入力不要!
- 申込書の印刷や、郵送取り寄せも可能!



マイカー共済
掛金試算
ページに
アクセス

マイカー共済 ご契約のてびき (P.16～) の記載事項について

❖ Ⅲ. 契約時にご注意いただく事項 ➡ P.20

- ◆1.通知義務等、2.共済契約の自動継続に関する特約、4.ご契約の中断制度について、お問い合わせ先は、すべてJP共済生協です。本紙表面下部記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆2.共済契約の自動継続に関する特約にある「全労済」は「JP共済生協」と読み替えてください。

❖ お客様に関する特定個人情報の取り扱いについて ➡ P.21

JP共済生協は全労済とは別に個人情報および特定個人情報保護方針を定めています。

組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報(マイナンバー等)の取扱いについて

JP共済生協は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

＜情報の取得と利用目的＞

JP共済生協は、組合員・お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、また番号法に定める対応を行うために組合員・お客さまに関する必要最小限の情報を取得し利用させていただきます。

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、JP共済生協の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。

＜取得させていただく情報の種類＞

(1) 個人情報について

組合員・お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、JP共済生協ホームページ等に登録された組合員・お客さまのメールアドレス等の情報を取得させていただきます。主に申込書・契約書、届出書類、アンケートにより組合員の皆さまの情報を収集させていただきます。

(2) 特定個人情報について

組合員・お客さまの個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最小限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。

＜情報の管理＞

JP共済生協では、組合員・お客さまから取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・お客さまの情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。また、組合員・お客さまの個人情報および特定個人情報については、それぞれの利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容とするように努めます。なお、関連事業会社・共済代理店等に事務処理を委託する場合には、委託先に対して、組合員・お客さまの情報の適切な管理を求めるとともに、目的外の利用を

行わせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄等については、法令で定める保存期間を経過する等、保管する必要性がなくなった場合には、速やかに、復元不可能な手段で廃棄又は削除します。

＜情報の利用・提供＞

(1) 個人情報について

JP共済生協では、組合員・お客さまの個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、以下①～④の場合を除いて、組合員・お客さまの個人情報を外部に提供することはありません。①組合員・お客さまが同意されている場合 ②法令により必要と判断される場合 ③組合員・お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合 ④業務提携先等との間で、JP共済生協が保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下ア～オのことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。ア、共同利用する旨 イ、共同で利用される個人データの項目 ウ、共同して利用する者の範囲 エ、利用する者の利用目的 オ、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

(2) 特定個人情報について

JP共済生協では、組合員・お客さまの特定個人情報は取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める以下の場合を除いて、利用目的を超えて利用することはありません。①激甚災害時に組合員・お客さまに共済金等のお支払いをする場合 ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、組合員・お客さまの同意がある場合、または組合員・お客さまの同意を得ることが困難である場合

＜開示・訂正・利用停止等のご請求＞

JP共済生協は、組合員・お客さまからご自身の個人情報、または特定個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。なお、利用目的を超えた情報の利用または不正な手段による情報の取得を理由として取り扱いの停止を希望される場合のほか、組合員・お客さまの個人情報については、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合にも、特別な理由のない限り取り扱いを停止させていただきます。

＜個人情報および特定個人情報の開示・訂正・利用停止等のお問い合わせ先＞

JP共済生協は、個人情報の取り扱いに関する苦情やご相談に対し、適切かつ迅速に対応します。JP共済生協の個人情報の取り扱いに関するご相談・お問い合わせは、下記にご連絡いただけますようお願いいたします。

TEL:03-5785-6880【受付時間】9:00～17:45(土・日・祝日・年末年始を除く)
責任者名称 JP共済生協(日本郵政グループ労働者共済生活協同組合)

個人情報の取り扱いに関する詳細は
JP共済生協ホームページ(<http://www.postlife.or.jp/>)をご参照ください。

❖ 団体事務手数料のお支払いについて ➡ P.22

JP共済生協は全労済の共済代理店であることから、団体事務手数料は支払われておりません。

❖ 新しく組合員になられる方へ(出資金について) ➡ P.22

JP共済生協は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、郵政職域で勤務されている方で、出資金をお支払いいただければ、どなたでもJP共済生協の組合員となることができ、各種共済をご契約いただけます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(100円)をお願いしています。なお、すでにJP共済生

協で取扱っている他の共済(総合共済・交通災害共済・マイカー共済など)に加入されている方は、新たに出資する必要はありません。

また、すべてのご契約を解除された場合、またはご契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されないときには、速やかにJP共済生協にご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

安心のサポートと充実の補償を、お手頃な掛金で!

全労済のマイカー共済で、より快適なカーライフをお過ごしください。

安心のサポート体制

全国に広がるネットワークでいつでも、どこでもサポート!

事故時の対応 P.13へ

全国76カ所・約800名のスタッフがスタンバイしています。

事故受付は休日・夜間を問わず
24時間365日対応

事故初期対応は
土・日・祝日 (9:00~21:00*) も
しっかりサポート

*19:00までにご連絡いただいた場合の
対応時間です。

示談交渉サービス付き
※対人・対物賠償事故に限ります。

など

マイカー共済 ロードサービス P.14へ

愛車のトラブルを24時間体制で
解決します。



自走不能な場合の
レッカーけん引または
積載車による搬送



現地に実施可能な30分以内の
路上クイックサービス

・バッテリーあがりのジャンピング作業
・カギの開錠作業
・パンク等によるスペアタイヤの
交換作業



燃料切れ時のガソリンまたは
軽油お届けサービス

など

全労済 指定整備工場 P.8へ

全国約1,400カ所のネットワーク。
お気軽にご相談ください。

- ・事故時の修理
- ・車検サービス
- ・各種点検整備



この看板が
目印です!



安心が広がる特約・割引制度

各種特約・割引制度でもっと安心、もっとおトクに! 最大64%割引も!

特約・割引 P.9~11へ



車を複数所有している方は
「複数契約割引」



2台目の車を取得する際には
「セカンドカー割引」



お車にAEBが
搭載されている場合には
**「衝突被害軽減ブレーキ
(AEB) 割引」** **NEW**

など

※割引適用には条件があります。

無事故割引等級& 割引率 P.12へ

安全運転の方ほど、ご負担が少なくなります!

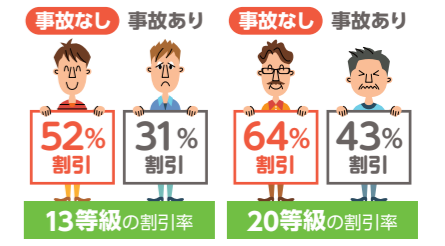
全労済ならではの
**最大22等級
64%割引!**

■ 最大22等級、64%割引!

■ 同じ等級でも
「事故なし」の方は優遇割引!



事故の有無によって異なる割引率を適用します。



充実の補償

ご自身の補償から相手方への賠償まで、さまざまな事故による損害を幅広くカバー!

人身傷害補償 P.3へ

ご自身や同乗者が
事故で死傷した
場合の補償



対人賠償 P.4へ

相手方を死傷させた
場合の補償



対物賠償 P.4へ

相手方の財物に損害を与えた場合の補償

車両損害補償 P.5~6へ

自動車事故や
自然災害など
愛車の損害への
補償



バイクの補償 P.7へ

バイク運転時の万一に
備える補償



組合員の皆さまから感謝と安心の声をいただきました。

旅行中に車が故障した
とき、ロードサービスが
すぐに来てくれた!

宮城県 男性

初めての事故で
頭が真っ白に…。
でも電話でアドバイスが
もらえて安心できた!

岩手県 男性

特約にも入っていたので、
事故相手との交渉も
無理なく弁護士に相談できて
納得いく解決ができた!

茨城県 男性



ご契約内容(特約を含む)により、補償内容およびご利用いただけるサービスが異なります。詳しくは中面をご確認ください。

マイカー共済の
おすすめ
安心タイプ

基本の補償

ご自身や同乗者の
補償

【人身傷害補償】
最高**5,000万円**
(被共済者1名につき)

【自動車事故
傷害見舞金】
(死亡・入院・後遺障害見舞金)

相手方への賠償

【対人賠償】
無制限
(被害者1名につき)

【対物賠償】
無制限
(1事故につき)

【対物超過
修理費用補償】
最高**50万円**

お車の補償
詳しくはP.5へ

【車両損害補償】
一般補償

【付随諸費用補償】

ご自身や同乗者の補償

人身傷害補償



相手方からの賠償
では足りない分も
補償してくれて、け
がの完治までまか
なえました。

北海道 女性

事故により死傷された場合、治療費、休業損害、
精神的損害などの実損害額*を補償します。

*実損害額とは全労済が定める基準に
もとづき算出した額となります。

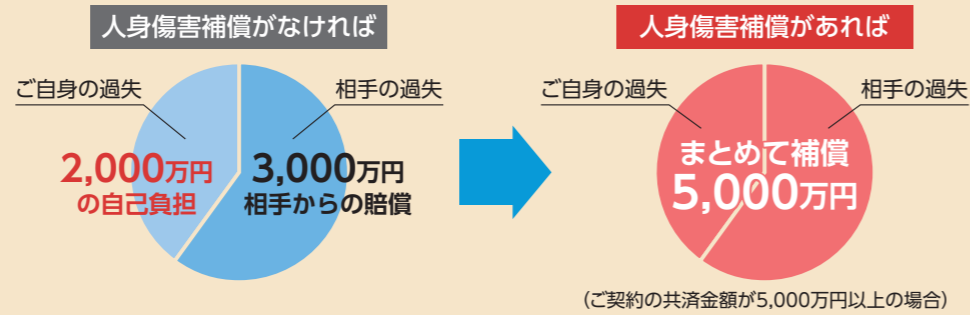


おすすめ安心タイプは

5,000万円

その他も選べます 無制限 2億円 1億円

例 自動車事故で契約者に後遺障がいがあり、実損害額が5,000万円。ご自身と
相手方の過失割合が40:60の場合。



あなたのいざというときに!

ご自身に過失があっても
示談成立を待たずに補償します。

相手からの賠償がない
自損・単独事故でも補償します。

実損害額*での補償とは別に
【自動車事故傷害見舞金】を受け取れます。

ご家族や同乗者の方も!

被共済自動車に
搭乗中の方を補償します。

主たる被共済者のご家族であれば、**搭乗中**は
もちろん、**歩行中の自動車事故**でも補償します。

主たる被共済者のご家族も、**後遺障がい**を負った場合、
補償の対象です。

全労済オリジナル!

自動車事故傷害見舞金

自動車事故に遭われたときには、実損害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障害見舞金など
をお支払いします。

〈例1〉死亡見舞金 **500万円** (事故発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合)

〈例2〉後遺障害見舞金 **500万円** (後遺障害第1級の場合)

〈例3〉入院見舞金 **10万円** (3日以上入院をした場合)

*人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます。

相手方への賠償

対人賠償



けがを負わせてしまった相手方との
トラブルもなく、解決まで円滑に進められました。

群馬県 男性

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷
させてしまい、法律上の損害賠償責任を負
う場合に、自賠責共済(保険)を超える分
について共済金をお支払いします。



おすすめ安心タイプは

無制限

相手方への万一の
賠償には、高額に
なってもしっかり対
応できる備えがある
と安心です。

【裁判例にみる対人賠償の高額事例】

被害者と 認定額	開業医	5億2,853万円
	大学生	3億9,725万円
	大学生	3億9,510万円

相手方のもしにも!

損害賠償責任額を**全額補償**します。
(自賠責共済等により、支払われた金額を差し引いた分)

万一の際の高額賠償に備え
無制限に設定しています。

相手方への賠償

対物賠償



レストランのフェンスを壊してしまいましたが、
補償のおかげで修理対応できました。

栃木県 男性

車、家屋、電柱など、他人の財物に損害を
与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に、
共済金をお支払いします。



おすすめ安心タイプは

無制限

高額な賠償が発生し
ても頼れる、大きな
安心を準備しておき
ましょう。

【裁判例にみる対物賠償の高額事例】

被害物と 認定額	積荷 (呉服・毛皮等)	2億6,135万円
	店舗・営業損害等	1億3,580万円
	電車・踏切	1億2,037万円

【対物超過修理費用補償】が
すべての契約に適用!

こんな
ときにも!

相手方の自動車修理費用が**時価額を超えたときも**、
全労済が認めた場合に、50万円を限度に差額をお支払いします。
ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。

お車の補償

車両損害補償



一般補償を選んでいたので、あて逃げの被害も補償してもらえました。対応も迅速・丁寧に信頼しています。
愛知県 男性

他の自動車との衝突はもちろん、自然災害から盗難、あて逃げ、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

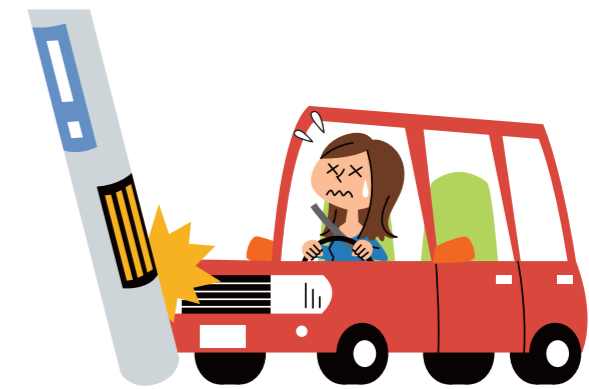
※被共済自動車が二輪自動車・原付自転車の契約ではセットできません。
また四輪自動車であっても用途・車種や型式等によりセットできない場合があります。

おすすめ安心タイプは

一般補償

その他の補償タイプも選べます

エコミーワイド 危険限定車両損害補償特約	エコミー 自動車相互衝突損害補償特約
-------------------------	-----------------------



基本となる補償

◎:補償します ×:補償しません

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコミーワイド	エコミー
他車との衝突*1		◎ あて逃げも補償	◎ あて逃げは対象外	◎ あて逃げは対象外
火災・爆発・自然災害*2		◎	◎	×
盗難		◎	◎	×
落書き、いたづらなどによる破損		◎	◎	×
飛来中・落下中の他物との衝突		◎	◎	×
車以外の他物との衝突		◎	×	×

追加でセットできる特約

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコミーワイド	エコミー
車両損害の無過失事故に関する特約		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットOK
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットできません
新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットOK
補償額限定一般補償 (補償額限定車両損害補償特約)		◎ セットできません	◎ セットOK	◎ セットできません
付随諸費用補償		◎ セットOK	◎ セットOK	◎ セットOK

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

契約時に設定した新車価格相当額の50%以上の修理費の場合、補償します(盗難は対象外)。
※新たな自動車を購入する場合、被共済自動車と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。
※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。
※契約いただける条件を満たさなくなった場合は、**契約更新時に自動的に取り外されます。**

●車両共済金額が50万円以上の場合にご契約いただけます。
●エコミーワイドの補償範囲以外の損害について、**30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。**
※契約更新時に車両共済金額が50万円を下回った場合は、**補償額限定一般補償は自動的に取り外されます。**

代車費用補償
つぎの期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合、1日につき7,000円を限度に支払います。
①事故により被共済自動車を修理している期間
②全損事故や盗難で被共済自動車を使用不能となり、共済金が支払われるまでの期間
※代車費用補償の支払対象期間には、一定の制限があります。

身の回り品補償
自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円(身の回り品の盗難は自己負担額1万円)を限度に全労済の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。
※身の回り品には対象とならないものもあります。
※エコミーには車中動産盗難費用共済金はありません。

遠隔地事故諸費用補償
陸送等費用 走行不能*となった被共済自動車を修理後、被共済者の居住地等へ陸送車等で運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。
宿泊費用 やむを得ず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。
●補償額限定一般補償を契約される場合は付随諸費用補償の補償範囲は一般補償またはエコミーワイドをご選択ください。

一般補償の支払いケース

あて逃げや車以外の他物との衝突にも、一般補償なら幅広く備えられます。

ケース1

「駐車場であて逃げにあい、車体が破損した」

車両の修理代を補償!



ケース2

「ハンドル操作を誤ってガードレールに衝突し、車体が破損した」

車両の修理代を補償!

※ガードレールの損害は対物賠償で補償されます。



*1 エコミーワイド・エコミーでは相手自動車判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。 *2 自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。

自己負担額を設定することで、掛金を節約することができます。

全労済のおすすめは

自己負担額10万円
(車両共済金額が20万円以上の場合)

■損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえでお支払いします(全損の場合は自己負担額「なし」でお支払いします)。
■お車同士の事故の場合で、相手からの賠償額(回収額)が10万円以上支払われた場合は、ご自身の自己負担額は【自己負担額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。
■10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。
※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担額なし」となりますのでご注意ください。

バイク運転時の万が一に備える
バイクの補償

バイクや原付自転車の自賠責共済(保険)ではカバーできない備えをひとまとめにした頼もしい補償。「シンプルタイプ」をおすすめしています。



自分を手厚く守り、相手方への賠償にもしっかり備える!

ご自身や同乗者の補償	自損事故傷害特約	単独の事故などにより死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。 ※人身傷害補償の契約がない場合は、自損事故傷害特約が自動的にセットされます。
	無共済車傷害補償	無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。 ※対人賠償共済金額と同額の補償となります。 ※すべての契約に適用されます。
相手方への賠償	対人賠償	歩行者や車に搭乗中の方など、 他人を死傷 させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に 自賠責共済(保険)を超える分について共済金をお支払い します。
	対物賠償	車両、家屋、電柱など 他人の財物に損害 を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に 共済金をお支払い します。 対物超過修理費用補償 相手方の自動車修理費用が時価額を超えたときも、全労済が認めた場合に、50万円を限度に差額をお支払いします。ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。 ※すべての契約に適用されます。

おすすめシンプルタイプ

1,500万円
入院の場合:日額6,000円(被共済者)
通院の場合:日額4,000円(1名につき)
支払限度日数:事故日から200日

無制限

無制限

無制限

最高50万円

おすすめシンプルタイプにプラスすればさらに安心!
ご自身や同乗者への2つの傷害補償

搭乗者傷害特約	被共済自動車の運転者や 同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償 します。
人身傷害補償 自動車事故傷害見舞金付き	事故により死傷された場合、治療費、休業損害、精神的損害などの実損害額* を補償します。示談成立を待たずに補償を受けられます。 ※人身傷害補償をセットした場合、自損事故傷害特約は取り外されます。 ※実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。

下記の補償額より選択いただけます。

500万円 **1,000万円**
入院の場合:日額7,500円(被共済者)
通院の場合:日額5,000円(1名につき)
支払限度日数:事故日から200日

5,000万円

1億円 **2億円** **無制限**
(被共済者1名につき)

バイクの補償にも!
「他車運転危険補償」付き!

他車運転資格者*1が**臨時に「他人のバイク」を借りて運転中に事故を起こしたとき**、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合には**マイカー共済から優先して支払**います。借りたバイクにセットされている共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。
※二輪自動車契約は他車も二輪自動車でのみ、原付自転車契約は他車も原付自転車でのみ適用となります。
*1 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子*2を指します。
*2 別居の未婚の子とはまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子は含みません。

クルマの方もバイクの方も

全労済指定整備工場がご利用いただけます。

事故時の修理はおまかせください。
車検や各種点検整備などは組合員価格でご提供しますのでお気軽にご相談ください。

全国に約1,400カ所のネットワークだからお出かけ先でも安心です。

ご旅行中などのお車のアクシデントにも、確かな技術と信頼で愛車をサポートします。



■ 全労済ホームページから全国の指定整備工場が検索できます。

パソコンの場合
全労済のホームページからマイカー共済の「全労済指定整備工場検索ページ」へアクセスしてください。
<https://www.zenrosai.coop/>

スマートフォンの場合
QRコードからアクセス

車検見積もりサービスもご利用いただけます。
全国約1,400カ所の指定整備工場の中からお近くの整備工場を選んでお見積もりができます。 ※一部利用できない工場もございます。

スマートフォンの場合はこちら▶

ご利用者の声

良心的な価格がうれしいです。

事故時に入庫しましたが、代車も無料で借りられ良心的な価格できちんと修理されていました。工場の対応がとても良く、車検もあわせてお願いしました。

神奈川県 男性 60代

対応が早くて助かりました。

修理の依頼をしたらすぐに車を引き取りに来てくれて、翌日には修理されて戻ってきました。とても早いのに、きれいに修理されていて感謝です。

宮城県 男性 30代

※サービス内容は工場により異なりますので、事前に各工場へお問い合わせください。



四輪自動車



二輪自動車



原付自転車

安心をプラスする
特約



もらい事故の際に難航した相手方との交渉も
弁護士費用等補償特約を使って
無事に解決できました。

茨城県 男性

さまざまな場面であなただけをサポート。

ケース1

「もらい事故の相手との
交渉を弁護士に依頼したい」



弁護士費用等補償特約で
弁護士報酬や訴訟費用をサポートします！



弁護士費用等補償特約



- 交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼が必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。
※自動車(二輪・原付を含む)および自転車の事故、それ以外の「交通事故」が対象です。
※補償を受ける場合は、あらかじめ全労済の同意が必要となります。
- ※必要となる費用とは「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を指します。
- 法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。

ケース2

「もし息子が、自転車事故の
加害者になってしまったら…」



自転車賠償責任補償特約で
最高1億円の補償で高額事案にも対応します！



自転車賠償責任補償特約

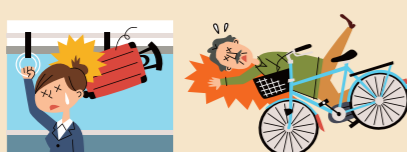


- 自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。
- 示談交渉サービス付き。
 - ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。
- ※原付自転車は対象になりません。

自転車事故による高額賠償事例
9,521万円
(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

ケース3

「電車や自転車に
乗っているときも
安心を備えたい」*1



交通事故危険補償特約で
交通事故による損害を幅広く補償します！

*1 一部補償の対象とならない場合もあります。



交通事故危険補償特約



- 自動車(二輪・原付を含む)事故以外で電車や自転車に乗っているときなどの「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額*2を補償します。
- *2 実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。
 - *3 人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額でご契約いただくことができます。共済掛金は契約補償額により異なります。



マイバイク特約



基本補償(四輪自動車)に付帯いただくことで、総排気量125cc以下または定格出力が1kW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*5)の原付自転車での事故を補償します。

- 借りた原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。
 - ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。
- ※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。

人身傷害補償の契約がない場合の特約



自動的にセット*3 **搭乗者傷害特約*4** **自損事故傷害特約**

任意でセット **搭乗者傷害特約家族限定補償型** **7%割引**

搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*5)に限定する場合、搭乗者傷害特約の掛金が7%割引となります。

全労済では人身傷害補償のご契約をおすすめします。

*3 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ原則自動的にセットされます。
*4 人身傷害補償と合わせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。
*5 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子を含みます。

掛金を抑える

特約・割引 ①



子供特約の年齢条件を変えるだけでこんなに
掛金が安くなるなんて知りませんでした。

静岡県 女性

運転者の条件に応じて、掛金の負担を軽減。

お車を運転する方の**年齢**を限定することで割引が受けられます。



運転者年齢条件



運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、被共済自動車1台ごとの適用となります。

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償*6	35歳以上補償*6
---------	---------	-----------	-----------

運転者年齢条件を設定している場合で、別居の既婚の子、友人・知人等、ご家族*7以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。

※「運転者本人・配偶者限定特約」を選択している場合、同居の親族、別居の未婚の子*8、別居の既婚の子、友人・知人が運転している場合は補償されません。



子供特約



お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の場を除く)。

主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償
---------	---------	---------

- 【子供の範囲】
- 主たる被共済者の同居の子
 - 主たる被共済者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の別居の未婚の子*8
 - 主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*8

お車を運転する方の**範囲**を限定することで割引が受けられます。



運転者本人・配偶者限定特約*9



8%割引

ご夫婦のみで運転される場合は割引になります。

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が8%割引となります。

(○:補償します
-:補償しません)

割引率	運転される人の範囲			
	主たる被共済者、配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
運転者本人・配偶者限定特約	8%	○	-	-
特約を付帯しない	-	○	○	○

*6 運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、契約期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。
*7 この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中的の使用者を含みます。
*8 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子を含みます。
*9 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。

掛金を抑える
特約・割引②



新車割引やハイブリッド車割引で、
車両入替後の掛金も安く抑えられました。

山梨県 女性

お車の装備などにより受けられる、さまざまな割引。

各種割引を受けるためには、お申し出が必要となります。

NEW
AEB 衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引 **9% 割引**

下記の条件を満たす場合に9%割引が適用されます。

割引 期間	普通・小型乗用車	型式の発売年月から3年以内適用
	軽四輪乗用車	型式の発売年月を問わず適用

用途車種	条件
普通・小型乗用車	①衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が搭載されていること。 ②被共済自動車の型式が発売された年度 (4月はじまり) に3を加算した年の12月末までに共済期間の開始日があること。
軽四輪乗用車	衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が搭載されていること。

※衝突被害軽減ブレーキ (AEB) とは、「自動車前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとにAEB装置の名称が異なります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

ECO ハイブリッド車割引 **5% 割引**

被共済自動車が全労済指定の低公害自動車である場合は、掛金が5%割引となります。全労済の指定する低公害自動車とは、つぎの①～⑥の自動車に限ります。

- ①電気自動車
- ②天然ガス (CNG) 自動車
- ③メタノール自動車
- ④ハイブリッド自動車
- ⑤液化石油ガス (LPG) 自動車
- ⑥燃料電池自動車

福祉 福祉車両割引 **7% 割引**

被共済自動車が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。

新車 新車割引

	6等級 (前契約なし)	左記以外
普通・小型乗用車	14% 割引	7% 割引
軽四輪乗用車	8% 割引	2% 割引

新契約の効力開始日が被共済自動車 (普通・小型乗用車、軽四輪乗用車) の初度登録 (検査) 年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象に割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

複数 複数契約割引 **3% 割引**

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

人身 人身傷害の被共済自動車
搭乗中のみ補償特約 **19% 割引**
 3% 割引

すでに人身傷害補償の契約 (他の保険会社等での契約も含む) があり、2台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では19%割引、二輪自動車・原付自転車では3%割引となります。

セカンド セカンドカー割引 **7% 割引**

すでに11等級以上の契約がある場合 (他の保険会社等での契約も含む) で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

*1 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。

**無事故割引等級&
割引率**

長期間、無事故の優良ドライバーを応援します!

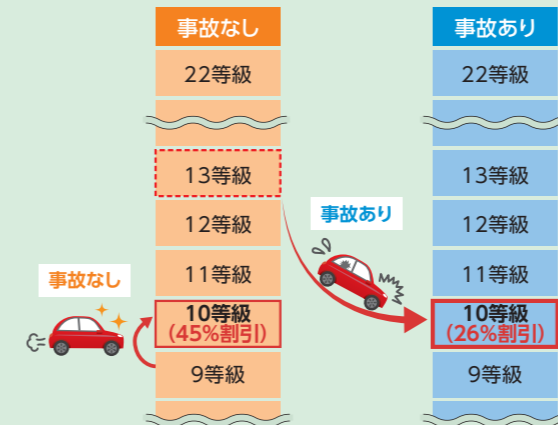
最大22等級、64%割引!

- マイカー共済は安全運転で無事故を続けられた方を応援するため、**最大22等級、64%割引**となります。
- 初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、**1年間無事故であれば1等級加算**されます。
- 契約期間中に事故を起こした場合、事故の種類により継続時に1件あたり1、3または6等級ずつ減算されます。

7等級以上の契約の割引率について

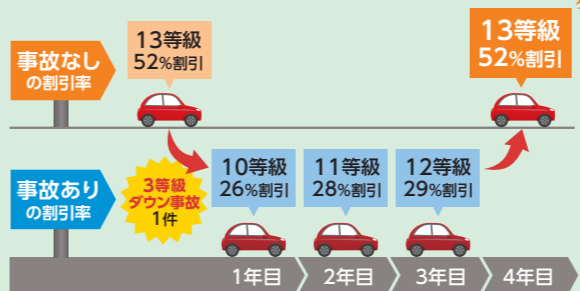
○契約期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率 (事故有係数) が一定期間適用されます。

適用等級が10等級となる場合の例
(契約始期日が2019年2月1日以降の契約)



事故有係数について

13等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後3年間無事故であった場合



等級別割引・割増率表

等級	2018年2月1日～ 2019年1月31日		2019年2月1日～	
	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%	-64%	-43%
21	-64%	-43%	-64%	-43%
20	-64%	-43%	-64%	-43%
19	-62%	-41%	-60%	-41%
18	-60%	-40%	-58%	-40%
17	-58%	-38%	-57%	-38%
16	-55%	-36%	-55%	-36%
15	-54%	-34%	-54%	-34%
14	-53%	-33%	-53%	-33%
13	-52%	-31%	-52%	-31%
12	-51%	-29%	-51%	-29%
11	-49%	-28%	-50%	-28%
10	-44%	-26%	-45%	-26%
9	-41%	-24%	-43%	-24%
8	-30%	-22%	-32%	-22%
7	-24%	-21%	-26%	-21%
6 ^{*2}		-10%		
5		10%		
4		30%		
3		50%		
2		64%		
1-1		85%		
1-2		100%		
1-3		110%		
1-4		120%		
1-5		130%		

*2 前契約がある場合の割引率です。初めて契約される場合 (前契約なし) は、7%の割増率が適用されます。

**基本となる補償に
自動的にセット
されます!**

NEW 被害者救済費用等補償特約

被共済自動車の欠陥や不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生し、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に被害者を救済するための費用を補償します。

共済金額		等級
人身事故	物損事故	共済金を支払った場合でも次期等級の減算、事故有係数の適用はありません。
対人賠償と同額	対物賠償と同額	

無共済車傷害補償

無共済 (保険) 車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときにお支払いします。

他車運転危険補償

他車運転資格者^{*3}が臨時に「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からの申し出があり、全労済が認めた場合には、**マイカー共済から優先して支払います**。借りた車の自動車共済 (保険) 契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません (一定の制限あり)。

*3 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子を指します。

事故時の対応



迅速な対応、親身なアドバイス、交渉結果の丁寧な説明のおかげで不安がなくなりました。
山梨県 女性

全国76カ所・約800名のスタッフがしっかりサポートします。

事故発生時

事故受付

休日・夜間を問わず、**24時間365日**

マイカー共済 事故受付センター **0120-0889-24** ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。
※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4600 (有料)

現場急行

現場急行サービスも**24時間365日**

お客さまからの要請があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、ご心配・不安を解消します。

※車対車の事故に限ります。
※原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
※事故状況または地域によっては、お電話でのご説明やアドバイスとさせていただきます場合があります。

対応・示談

事故初期対応

土・日・祝日(9:00~21:00*)もサポート *19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、病院への連絡や、相手方への対応、代車手配など、事故の初期対応をサポートします。

※重大事故(死亡・入院または多重事故の場合)は、ご要望により専門知識を有するスタッフが契約者に早期に面会し、安心を提供します。

示談交渉

示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が**示談交渉を含め事故解決までお手伝いします**。マイカー共済損調サービスセンターでは、原則として損害賠償責任のある事故の示談交渉を行います。

※あらかじめ被共済者および相手方の了解が必要です。
※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くすことが、円満な示談につながります。
※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合等、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

事故後のフォロー

事故の相談

マイカー共済**事故相談ダイヤル**

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。

0120-8740-16 (受付時間：平日・休日問わず9:00~21:00) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

マイカー共済ロードサービス



車内へのカギの閉じ込みで手配しました。無料で対応してもらえて助かりました。
埼玉県 女性

故障などの車のトラブル解決に、24時間365日サポートします。

24時間
365日
ご利用可能

マイカー共済ロードサービスの内容 **2019年1月1日よりサービス拡充**



NEW 自走不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

被共済自動車故障により自力走行不能となり、現場での応急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な場合に、レッカーを手配し、けん引距離は100kmまで、**レッカー費用を無料サービスします**(2018年12月31日までは30km)。
※100kmを超えたけん引については有料となります。



現地にて実施可能な30分以内の路上クイックサービス

バッテリーあがりのジャンピング作業(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)、カギの開錠作業(国産・外車のシリンダーインロック開錠)、パンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業等で、**現場での30分以内の作業費用が無料サービスとなります**。



燃料切れ時のガソリンまたは軽油お届けサービス

燃料切れ時のガソリンまたは軽油を**10Lまで無料でお届けします**(1共済期間1回のみ)。



NEW 脱輪・落輪等引き上げサービス **クレーン等の特殊作業も無料**

側溝や道路外への脱輪・落輪等があった場合、クレーン等での引き上げ・引き出し作業を無料で行います(2018年12月31日までは有料)。
(雪道・ぬかるみ・砂浜等でのスリップ・スタック状況からの引き上げ等、一部有料の場合もあります。)



24時間コールサービス(番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスが受けられます。

※サービスのご利用には、一部制限があります。
※詳細はご加入後にお届けする「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。

対象となる自動車

①**2019年1月1日以降の事由発生より NEW**
マイカー共済すべてのご契約がサービスの対象となります。
※共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。

②**2018年12月31日までの事由発生まで**
四輪自動車契約で、人身傷害補償または車両損害補償をご契約の方のみサービスの対象となり、サービス内容も改定前の内容となります。
※サービス内容については全労済ホームページまたはお電話で全労済までお問い合わせください。

ご利用の方法

24時間受け付けています。
もしものときは **0120-889-376** ハヤク ミノロードサービス にご連絡をお願いします。

※ご利用は上記フリーダイヤルに事前にご連絡いただき、全労済が認めた場合に限りです。現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。
※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。
※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4590 (有料)

充実の補償

特約・割引制度

安心のサポート体制

ご契約のてびき

ご加入にあたって

❶ご契約に際しては、P.16以降の「マイカー共済 ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

ご注意

- 「加入申込書」に★印が付された項目は「告知事項」、☆印が付された項目は「通知事項」です。
「加入申込書」の告知欄は必ずご確認ください。正確にご記入ください。
 「告知事項」の記載内容に誤りがある場合や「通知事項」に変更が生じた際には必ずご通知ください。
 ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがあります。
 ※契約期間中に買い替え等により、被共済自動車に入れ替えが生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことがあります。
- 「加入申込書」を審査した結果、適用等級や過去の事故歴等によっては、全労済では契約をお引き受けできない場合があります。

全労済指定整備工場からの車検のご案内について

全労済ではお車の車検切れ防止、車検等費用の割引サービスなど、安全で経済的な車検サービスのため、お住まいのお近くの全労済指定整備工場から「車検のご案内」をお送りしています。この「車検のご案内」をお送りするために、契約者の住所・氏名・車検満了日等の車検にかかわる個人情報についてお近くの全労済指定整備工場と共同利用をしています。この目的以外に全労済指定整備工場と個人情報を利用することはありません。**指定整備工場からの「車検のご案内」が必要のない方は、申込書の該当欄の「❶希望しない」を○で囲んでください。**

加入後の契約内容変更について

ご注意

加入後に契約内容を変更される場合はお手続きが必要となりますので、速やかに全労済までお申し出ください。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて全労済までお申し出ください。変更についてのご連絡をいただけなかった場合、事故の際、共済金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

契約内容の変更例

車の買い替えなどによる被共済自動車の変更	新しいお車を取得された場合は、変更申込書にて速やかに変更手続きをお願いします。また、変更の承認後、掛金の追徴・返還が発生する場合がありますのでご了承ください。
車を廃車・譲渡した場合	全労済までお申し出いただき、解約手続きをお願いします(解約日をさかのぼることはできませんのでご注意ください)。手続き後、返還金がある場合は全労済より返還いたします。なお、当面お車を購入される予定がなく、無事故割引等級が7等級以上で一定条件を満たす場合は、契約を「中断」し、10年以内にお車を購入された際、無事故割引等級を引き継ぐことができます。
運転者の年齢条件の変更、住所の変更等	変更申込書をご利用のうえ、各種条件や、契約内容の変更手続きをお願いします。
掛金の振替口座の変更(口座振替契約の場合)	全労済所定の書類がございますので、全労済までお申し出ください。振り替えができない場合、契約が失効となり、事故の補償等ができない場合がありますのでご注意ください。
車検証の名義や契約内容の変更の場合	車検証の住所や所有者の名義が変更になった場合、移転登録等の手続きを15日以内に申請するよう法律(道路運送車両法)によって義務付けられています。 変更されないと、リコールの案内・税金のお知らせが届かないなど、トラブルの原因となりますのでご注意ください。

その他補償内容の変更等についても、全労済までお申し出ください。

※詳細につきましては、ご加入後にお届けする「ご契約のしおり」または全労済ホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき(**契約概要** **注意喚起情報**)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情報」は契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、加入後に共済契約証書とともにお送りする「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要
共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご確認いただきたい事項

用語の説明 主な用語の説明は次のとおりです。その他の用語については「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

用語	定義	用語	定義
危険	損害または傷害の発生をいいます。	同居	同一家に居住(建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。)することをいいます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は別居とみなします。 (ア)マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・所有の別を問いません。) (イ)同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ)二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいいます。(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。	用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき当会が定めた自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
主たる被共済者	被共済自動車の所有者で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済契約証書に記載された1名をいいます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者の同居の親族 ④契約者の配偶者の同居の親族		
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。		

I 契約締結前にご確認いただく事項

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み **契約概要**

基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
同乗者の補償 自乗者の補償	人身傷害補償 (任意に付帯できます)	無共済車傷害補償	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約	〈自動セット〉 他車運転危険補償
		自損事故傷害特約 (人身傷害補償を付帯しない場合にセットされます) 被害者救済費用等補償特約	搭乗者傷害特約 (四輪自動車で人身傷害補償を付帯しない場合は原則セットいただきます)	
相手方への賠償	対人賠償 対物賠償			自転車賠償責任補償特約
				マイバイク特約
お車の補償	車両損害補償 (一般補償) (任意に付帯できます)		危険限定車両損害補償特約(エコノミーワイド) 自動車相互間衝突損害補償特約(エコノミー) 新車買替特約 付随諸費用補償	
			補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約)	
			地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約	
			車両損害の無過失事故に関する特約	
			※車両損害補償の特約のセットについてはP.5・6をご参照ください。	

充実の補償

特約・割引制度

安心のサポート体制

ご契約のてびき

(2)契約できる自動車 **契約概要**

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証(以下「車検証」*1といひます)の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

- *1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。
- *2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限ります。
- *3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。
- *4 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるものに限ります。

用途・車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	○	○
普通・小型特種用途自動車(8ナンバー)*2	○	○
軽四輪乗用車	○	○
小型貨物車*3	○	○
	最大積載量2t以下	最大積載量2t以下
軽四輪貨物車	○	△
		ダンプ装置のあるものを除く
軽四輪特種用途自動車(8ナンバー)*2	○	○
普通貨物車*3	○	△
	最大積載量2t以下	最大積載量0.5t以下
キャンピング車*4	○	×
二輪自動車	○	×
原付自転車	○	×

○:付帯可、△:制限あり、×:付帯不可

(3)契約できない自動車 **契約概要**

次の①から⑦のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

- ①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車
- ②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
- ③ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます)
- ④法令に定める規格以外に改造された自動車*1
- ⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車*2
- ⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車
- ⑦車検証記載の所有者が法人名義(ローン購入またはリース契約による法人名義のものは除く)の自動車

- *1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。
- *2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

2.基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1)基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
同乗者の補償 いし自身や	人身傷害補償	被共済自動車に搭乗中の事故等により、けがをした場合、死亡した場合、後遺障がいが生じた場合の損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。*	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 など
	対人賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済(保険)により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
相手方への賠償	対物賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。 なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
	車両損害補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします(全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします)。	●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐し・よこさび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 など

*人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や被共済自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります(「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます)。

※上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

(2)自己負担額 **注意喚起情報**

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

(3)主な特約の概要 **契約概要**

特約には、次の2種類があります。

- ①自動セット特約:契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約
- ②任意セット特約:契約時にお申し出があり、全労済が引き受ける場合にセットされる特約

例) ●任意セット特約:地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

車両損害補償の補償タイプが、一般補償またはエコノミーワイド(危険限定車両損害補償特約)の場合に、ご契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車全損になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。
*地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合があります。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損と判定する主な条件
(例) ○被共済自動車全損が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合 ○被共済自動車全損が津波により流失し発見されなかった場合 ○被共済自動車全損が全焼した場合 ○建物倒壊等によって被共済自動車全損が建物の下敷きになるなどして、ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

●任意セット特約:車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと全労済が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

イ. 相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(4)共済金額の設定 **契約概要**

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、ご契約のしおり・契約規定等でご確認ください。

(5)補償される運転者の範囲 **契約概要** **注意喚起情報**

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。被共済自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

		運転者の範囲			
		①	②	③	④
		主たる被共済者または配偶者	①の同居のご親族	①の別居の未婚のお子さま	①~③以外の方
運転者限定特約	なし	○	○	○	○
	本人・配偶者限定	○	×	×	×
運転者年齢条件		運転者年齢条件を適用します。			
		運転者年齢条件を適用しません。			

(○:補償します、×:補償しません)

●運転者本人・配偶者限定特約

運転する方を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合は、限定された方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

●運転者年齢条件

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

※④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

●子供特約

主たる被共済者およびその配偶者の子どもが運転する場合、子ども専用の年齢条件を設定することで、指定している運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。

子供の年齢条件	付帯できる運転者年齢条件
(1)年齢問わず	21歳以上、26歳以上、35歳以上
(2)21歳以上	26歳以上、35歳以上
(3)26歳以上	35歳以上

(6) 共済期間(契約期間)および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

共済期間(以下「契約期間」といいます)は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も契約期間とみなします。
 ※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

(7) 契約の効力開始日 注意喚起情報

- ① 支払方法「口座振替」の場合
 全労済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、全労済での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます(郵送加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、全労済での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます)。
 ※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日(または全労済受付日)を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。
 ※全労済が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効(不成立)とし、効力開始以後の事故についても共済金はお支払いしません。
- ② 支払方法「初回現金口振」・「現金」の場合
 全労済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、初回掛金相当額の払い込まれた日の翌日午前零時から補償が開始されます。
 ※契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

3. 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄をご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです(原付自転車を除きます)。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。初めてご契約される場合は、6等級となり、7%の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に適用されます。契約期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。
型式別掛金クラス	普通乗用車・小型乗用車の基本補償・車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された掛金クラスを適用する仕組みです。掛金クラスは1~9クラスの9段階で、年1回見直しを行い、型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、引き上げとなる場合があります。
各種割引	被共済自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引

(2) 掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます(「年払い」は現金による払い込みも可能です)。全労済の他の契約ですでに掛金口座振替を利用されており、同一の金融機関口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振り替えさせていただきます。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

(3) 掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から2ヵ月間の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

(4) 割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

II 契約締結時にご注意いただく事項

1. 告知義務(加入申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、全労済が重要な事項として告知を求めた事項(告知事項)に回答いただく義務(告知義務)があります。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除され、共済金のお支払いができないことがあります(特に、申込後、自動車保険情報交換制度によって、ご申告の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など)。

<主な告知事項>

主たる被共済者・生年月日	被共済自動車の所有者であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
前契約の有無 事故の有無・件数	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

III 契約締結後にご注意いただく事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

<主な通知事項>

・被共済自動車の用途・車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更した場合など。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、ただちに全労済までご通知ください。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ・共済契約証書記載の住所を変更するとき | ・契約者または主たる被共済者を変更するとき |
| ・被共済自動車を譲渡するとき | ・運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき |
| ・自動車の買い替え等により、被共済自動車を入れ替えるとき | ・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき |

2. 共済契約の自動継続に関する特約 契約概要

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。なお、契約規定の改正があったときには、更新日における改正後の契約規定による内容で、契約を更新します。共済契約証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、全労済または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は契約期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、補償額限定一般補償、新車買替特約、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内容が変更となる場合があります。

3. 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

契約を解約する場合は全労済までご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは全労済までお問い合わせください。

4. ご契約の中断制度について 注意喚起情報

被共済自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができますので、全労済にご連絡ください。契約の中断日(契約の解約日または満期日)の翌日から13ヵ月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 補償の重複 注意喚起情報

1. 次の補償または特約(以下「補償等」といいます)をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、全労済の契約以外(損保等)に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。

<補償が重複する可能性がある補償等(例)>

マイカー共済	重複する可能性がある全労済の補償(商品)等
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、2台目以降は「被共済自動車に乗車中の事故」に限定することができます。
人身傷害に関する交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害に関する交通事故危険補償特約
車両損害付随諸費用補償	○こくみん共済の携行品損害補償(傷害安心、傷害安心W)
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○こくみん共済の損害賠償補償 (傷害安心、傷害安心W、キッズ、キッズワイド、シニア傷害安心、シニア傷害安心H) ○住まいる共済の個人賠償責任共済

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、自動付帯のため除外してご契約いただくことはできません。

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。
- 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

2. お客さまに関する個人情報の取り扱いについて 注意喚起情報

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

- 所属団体について
所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。
- 医療機関等について
全労済は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
- 再共済(再保険)について
全労済は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。
- 情報交換制度について
全労済は、共済制度の健全な運営を確保するため、本契約に関する個人情報を各共済事業団体、(一社)日本損害保険協会および各損害保険会社との間で共同利用させていただきます。
- 全労済指定整備工場について
全労済は、組合員・お客さまの利便性向上およびご契約車両の保安管理のため、車検切れ防止対策や車検・法定点検整備・修理等のサービス案内に必要な範囲内の個人情報を、全労済指定整備工場との間で共同利用させていただきます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法にかかわらず下記のとおりお願いしています。

掛金の払込方法:月払い・年払いの場合ともに
出資金:1,000円(1回のみ)

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。全労済に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の全労済までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士が協力する交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおり、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

掛金見積
受付中!!

あなたにぴったりの補償をご提案いたします!

お見積依頼の方法は下記2パターン

1 全労済がおすすめするプランで
お見積もり

2 現在の補償に近い内容で
お見積もり

車検証のコピー、現在の保険証券(共済契約
証書)のコピーを添付して**所属する団体または
全労済へご提出ください。**



※現在、任意保険(共済)にご加入されていない方は「**車検証**」または車購入時の「**売買契約書**」のコピーをご用意ください。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

自賠責共済(保険)とは、自動車損害賠償保障
法によって、道路を走るすべての自動車(二輪
車を含む)・原付自転車を使用する際に、**加入
が義務付けられている共済(保険)です。**

※ここに記載の内容は、共済商品の概要を説明したものです。
詳しくは全労済までお問い合わせください。

全労済では自賠責共済も取り扱っています。

マイカー共済とあわせてのご加入をおすすめします。

【お支払いできる事故】

被共済自動車を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたことにより
賠償責任を負った場合に共済金を支払います。

【お支払いの内容】

死亡	最高3,000万円
けが	最高120万円
後遺障がい	程度に応じて4,000万円*~75万円

*神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい
障がいを残して介護が必要な場合
常時介護:4,000万円(第1級)、
随時介護:3,000万円(第2級)
・上記以外の後遺障がい
3,000万円(第1級)~75万円(第14級)

全労済ホームページ

全労済

検索

<https://www.zenrosai.coop>

保障のことで迷ったら全労済にご相談ください。

「保障って難しくてよく分からない…」 「自分に必要な保障ってどんなものなの?」 など、
保障に関する疑問・ご質問がございましたら、お気軽に全労済にご相談ください。



助け合いから生まれた
保障の生協です

全労済は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

90c18A046(18.09.000.000.SP)